

福岡県公報

平成二十二年三月三十一日
第三千九十二号
増刊
①

目次

条 例(第一号・第十四号)

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………三

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) ……………四

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………四

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

(県民文化スポーツ課) ……………四

福岡県地域医療再生基金条例

(医療指導課) ……………五

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例

(医療指導課) ……………五

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(医療保険課) ……………七

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境保全課) ……………八

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(農山漁村振興課) ……………八

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁総務課) ……………八

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課) ……………九

公布された条例のあらまし

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課) ……………一

1 粕屋新光園の病棟の統合及び女性相談所の心理判定業務の充実に伴い、当該勤務に従事する職員の給料の調整額を改めることとした。

2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課) ……………一

1 雇用保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課) ……………一

1 農村地域工業等導入地区における所得税及び法人税の特別償却措置が適用期限の到来をもって廃止されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

(新社会推進部県民文化スポーツ課) ……………一

1 福岡県立アジア文化交流センターに新たに茶室を整備したことに伴い、その使用料

を定めることとした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

(保健医療介護部医療指導課)

- 1 地域医療再生計画に資する事業に必要な費用に充てるため、福岡県地域医療再生基金を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例

(保健医療介護部医療指導課)

- 1 地域医療再生計画に基づき、地域医療の充実に必要な医師を確保するために、医師確保が困難な診療科等において医師として勤務しようとする者に対し、奨学金を貸与することとした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療保険課)

- 1 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療財政安定化基金の処分の特例について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部環境保全課)

- 1 土壌汚染対策法の一部を改正する法律の制定により、汚染土壌の処理を業として行おうとする者に対する知事の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失つとされたこと等に伴い、当該許可の更新等の申請に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(農林水産部農山漁村振興課)

- 1 農地法施行令等の一部を改正する政令等の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁総務課)

- 1 平成二十二年四月一日から福岡県立水産高等学校において実習船の三県共同運航が開始されることに伴い、職員が実習船において漁ろうに従事した場合の手当を見直すこととした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学科及び受講料条例の一部を改正する条例

(教育庁財務課)

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

九州歴史資料館条例の一部を改正する条例

(教育庁文化財保護課)

- 1 九州歴史資料館の移転に伴いその位置を改めるとともに、その使用料及び資料の複写手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十二年七月一日から施行することとした。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

- 1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。また、留置施設に関する事務を警務部の分掌事務とすること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、別表の改正規定は、平成二十二年六月一日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

条例

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第一号

福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表児童福祉施設及び児童相談所の項中「(1) 県立粕屋新光園の重度の肢体不自由児を入院させるための病棟に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師」を削り、「(2)」を「(1)」に、

- (3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士
- (4) 県立粕屋新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士
- (5) 直接児童の心理判定、理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員
- (6) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師（園長を除く。）

二を

- (2) 県立粕屋新光園の肢体不自由児（母子入所の児童を除く。）を入院させるための病棟に勤務し、直接児童の保育看護に従事する看護長、看護師及び准看護師

(3) 児童相談所に勤務し、直接要保護児童の一時保護の業務に従事する児童指導員及び保育士

(4) 県立粕屋新光園に勤務し、直接児童の保育及び指導に従事する児童指導員及び保育士

(5) 直接児童の心理判定、理学療法、作業療法又は言語療法の業務に従事する職員

(6) 県立粕屋新光園に勤務し、医療業務に従事する医師（園長を除く。）

、「管理職員及び(1)」を「管理職員及び(2)」に改め、児童福祉施設及び児童相談所の項の次に次のように加える。

女性相談所	直接要保護女子の心理判定の業務に従事する職員（管理職員を除く。）	一
-------	----------------------------------	---

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項の表中

県立粕屋新光園に勤務する職員で給料の調整額を受ける職員（診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技師を除く。）	社会福祉業務手当
農業大学校に勤務する職員で給料の調整額を受ける職員	危険業務手当
県立粕屋新光園に勤務する職員で給料の調整額を受ける職員（診療エックス線及び衛生検査の業務に従事する技師を除く。）	社会福祉業務手当
女性相談所に勤務する職員で給料の調整額を受ける職員	

改める。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第二号

福岡県職員の仕事手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項及び第七項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特別被保険者」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した者及び施行日の前日から引き続き職員である者に対するこの条例による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例第九条第六項及び第七項の規定の適用については、なお従前の例による。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第三号

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例を次のように改める。

過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例

第一条中「、農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）第五条第三項の規定に基づく工業等導入地区のうち農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十三年自治省令第二十六号）第一条に定める地区」を削る。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「前三条」を「第三条の二及び前条」に改める。

第六条第一項、第七条第一項第一号及び第八条第一項中「、第四条」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十一年十二月三十一日以前に、改正前の過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例第四条に規定する対象設備を新設し、又は増設した場合における福岡県税の課税免除については、なお従前の例による。

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四号

福岡県立アジア文化交流センター条例の一部を改正する条例

福岡県立アジア文化交流センター条例（平成十七年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

和	区	分	室
		午前九時三十分から 正午まで	一、一〇〇円
		正午から午後一時ま で	四四〇円
		午後一時から午後五 時まで	一、七六〇円

福岡県条例第五号

平成二十二年三月三十一日

福岡県地域医療再生基金条例をここに公布する。

福岡県知事

麻生 渡

改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

区分	単位		料金
	B	A	
研修室	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、九二〇円
ミュージアム	一、二〇〇円	四八〇円	一、九二〇円
ホール	六、六三〇円	二、五三〇円	一〇、一一〇円
広間棟茶室 (全室)	午後一時から午後五時まで	午前九時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで	四、三四〇円 四、九六〇円
研修室	午後一時から午後五時まで	午後九時三十分から正午まで	一、九二〇円
	正午から午後一時まで	午後九時三十分から正午まで	四八〇円
ミュージアム	午後一時から午後五時まで	午後九時三十分から正午まで	一、九二〇円
	正午から午後一時まで	午後九時三十分から正午まで	四八〇円
ホール	午後一時から午後五時まで	午後九時三十分から正午まで	一、七六〇円
	正午から午後一時まで	午後九時三十分から正午まで	四四〇円
和室	午後九時三十分から正午まで	午後九時三十分から正午まで	一、二〇〇円
区	午後九時三十分から正午まで	午後九時三十分から正午まで	一、二〇〇円
	午後九時三十分から正午まで	午後九時三十分から正午まで	一、二〇〇円

を に

福岡県地域医療再生基金条例

(設置)

第一条 地域医療再生計画に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県地域医療再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県条例第六号

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例

福岡県知事

麻生 渡

(目的)

第一条 この条例は、大学において医学を専攻する者で、将来、県内の病院等において医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸与することにより、県内における地域医療の充実に必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学で同法第八十七条第二項に規定する医学を履修する課程を有するものであって、県内に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。

二 指定期間 奨学金の貸与を受けた期間(第八条の規定により奨学金が貸与されなかった期間を除く。)(一年を単位とし、一年に満たない端数がある場合には、これを一年とする。)(の二分の三に相当する期間をいう。

三 病院等 規則で定める診療科等を開設している病院及び診療所をいう。

四 指定勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第九条に規定する医師国家試験(以下「国家試験」という。)(に合格した後、速やかに医師免許(以下「免許」という。)(を取得し、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)(があると認められる期間)(通算して三年間を上限とする。)(を除き、直ちに、病院等において引き続き医師の業務に従事することをいう。

(貸与の資格)

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、申請時において次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 地域医療再生計画に基づき大学に設定される特別の入試枠により、大学に入学(編入を含む。次条において同じ。)(しようとする意思を有すること。
- 二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- 三 同種の貸与金を他から借り受ける予定がないこと。

四 指定期間、指定勤務をしようとする意思を有すること。

(貸与額)

第四条 奨学金は、大学に入学する日の属する月の初日から大学の正規の修業年限の終了する日の属する月の末日までの間、規則で定める金額を貸与するものとする。

(貸与の手続)

第五条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に奨学金の貸与の申請をしなければならない。

2 知事は、第三条各号に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

(連帯保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、二人の連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の中止)

第七条 知事は、奨学金の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)(が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより奨学金の貸与を中止する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 四 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 偽りの申請その他の不正手段によつて貸与を受けたとき。
- 六 同種の貸与金を他から借り受けたとき。
- 七 学業成績が著しく不良と認められるとき。
- 八 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止)

第八条 知事は、奨学生が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は同一学年の課程を再度履修する事実があったときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあった日の属する月の翌月分から復学した日又は進級した日の属する月の分まで奨学金を貸与しないものとする。この場合において、これらの月の分として

既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第九条 奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与が終了したとき又は第七条の規定により貸与が中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して一月以内に、貸与を受けた奨学金を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、規則で定めるところにより返還することができる。

(利息及び延滞金)

第十条 被貸与者は、前条の規定により貸与を受けた奨学金を返還するときは、当該奨学金の貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日又は第七条の規定により貸与が中止された日の属する月までの期間（当該期間に、次条の規定により奨学金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行の猶予を受けた期間がある場合は、当該猶予を受けた期間を除く。）について、貸与を受けた奨学金に年十パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する利息を支払わなければならない。

2 被貸与者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、規則で定めるところにより、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた奨学金と前項に規定する利息との合計額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第十一条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。ただし、第三号にあつては、通算して三年を超えてはならない。

一 指定勤務を行っているとき。

二 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合において、病院等で働く意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。

三 やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第十二条 知事は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、返還債務を免除するものとする。

一 指定期間、指定勤務を行ったとき。

二 指定勤務を行っている期間中に医師業務上の理由により死亡し、又は医師業務に起因する心身の故障のため医師業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第十三条 前条の場合を除くほか、知事は、奨学生又は被貸与者が死亡又は心身の故障により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき、その他必要と認めるときは、規則で定めるところにより、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七号

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年福岡県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万分の九」を「十万分の百五十一」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

(処分の特例)

2 知事は、当分の間、第一条及び第七条の規定にかかわらず、広域連合における保険料率の増加を抑制する必要があると認めるときに行う交付金の交付事業に要する経費の財源に充てるため、基金の一部を処分することができる。

附則

この条例は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日から施行する。

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第八号

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県土壌汚染対策法関係手数料条例（平成二十一年福岡県条例第五十三号）の一部

を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

項	事 務	名 称	金 額	徴収時期
一	法第二十二條第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	二四〇、〇〇〇円	申請のとき
二	法第二十二條第四項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	二二四、〇〇〇円	申請のとき
三	法第二十三條第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	二二二、〇〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第九号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表四〇の項事務の欄り中「第一条の二第四項」を「第三条第四項」に改め、同欄又中「第二条の五第二項」を「第十四条第二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十号

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、同条第六号中「第八条」を「第七条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「第九条」を「第八条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第十条」を「第九条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第十一条」を「第十条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第十二条」を「第十一条」に改め、同号を同条第九号とする。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第十三条第二項中「漁獲手当及び」を削り、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別表を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十一号

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び

受講料条例の一部を改正する条例

(福岡県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「又は在学」及び「又は授業料」を削り、同条第五項中「、後期課程に在学する生徒は授業料を」を削り、同条第七項中「入学料若しくは授業料」を「入学料」に、「若しくは授業料又は第六項の入学料」を「、第六項の入学料又は第七項の授業料」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 県立高等学校(専攻科を除く。)又は県立中等教育学校の後期課程に在学する生徒であつて授業料を徴収しないことが県立高等学校又は県立中等教育学校の後期課程における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないこと認められる特別な事由があるものとして知事が定めるもの及び県立高等学校専攻科に在学する生徒は、授業料を納めなければならない。

(福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び受講料」を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県立高等学校の通信教育を受けようとする者であつて受講料を徴収しないことが県立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当

でないこと認められる特別な事由があるものとして知事が定めるものは、受講料を納付しなければならない。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

九州歴史資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

九州歴史資料館条例の一部を改正する条例

九州歴史資料館条例(昭和六十年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「太宰府市」を「小郡市」に改める。

第三条中「(第一号を除く。)」を削り、「歴史資料館」を「九州歴史資料館」に改める。

第九条を第十三条とし、第六条から第八条までを四条ずつ繰り下げる。

第五条中「第二条第二項に規定する九州歴史資料館分館(以下「分館」という。)」を「分館」に改め、同条を第九条とする。

第四条の次に次の四条を加える。

(使用料)

第五条 九州歴史資料館を利用する者は、別表第一各表の区分に応じ、当該各表に掲げる金額の使用料を納めなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(手数料)

第六条 資料の複写を依頼しようとする者は、別表第二の区分に応じ、同表に掲げる金額の手数料を納めなければならない。

(使用料又は手数料の減免)

第七条 知事は、規則で定める場合に該当するときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(適用除外)

第八条 前三条の規定は、第二条第二項に規定する分館（以下単に「分館」という。）

については、適用しない。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第五条関係）

一 九州歴史資料館が主催して展示する歴史資料の観覧料

区	分		金額（一回につき）
	個人で観覧する場合	二十人以上の団体に観覧する場合	
一般	大学生・高校生	一般	二〇〇円
	大学生・高校生	一般	一五〇円
大学生・高校生	大学生・高校生	大学生・高校生	一〇〇円
	大学生・高校生	大学生・高校生	一〇〇円

備考

一 この表において「大学生・高校生」とは、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、専修学校又はこれらに準ずるものに在学する者をいう。

二 この表において「一般」とは、大学生・高校生及び中学生（中学校、中等教育学校の前期課程又はこれらに準ずるものに在学する者をいう。）以外の者であつて、十五歳以上のものをいう。

二 展示室の使用料

区	分				金額（一日につき）
	入場料を徴収しない場合				
入場料を徴収する場合	第一展示室	第二展示室	第三展示室	第四展示室	三、三六〇円
	第一展示室	第二展示室	第三展示室	第四展示室	八、一四〇円
	第一展示室	第二展示室	第三展示室	第四展示室	五、〇四〇円
	第一展示室	第二展示室	第三展示室	第四展示室	二、二二〇円

三 会議室及び研修室の使用料

区	分	金額（一時間につき）
会議室		三七〇円

研修室 1	三七〇円
研修室 2	三七〇円
研修室 3	三七〇円

備考 使用時間に一時間に満たない端数があるときは、当該端数を一時間として計算する。

別表第二（第六条関係）

区	分	金額（一枚につき）
電子式複写（白黒）		一〇円
マイクロフィルムからの引き伸ばし		一〇円

附則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六八九人」を「五、六八一一人」に、「四六五人」を「四六二人」に、「三三六人」を「三一九人」に、「六、四九〇人」を「六、四六二人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四二六人」を「一、四五三人」に、「三人」を「一人」に、「五九人」を「六〇人」に、「八三人」を「六七人」に、「一、五八一人」を「一、五九一人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)
 第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二二、七八二人」を「二二、八八四人」に、「一、一五四人」を「一、一四九人」に、「三五九人」を「三六七人」に、「二、二四六人」を「二、二七四人」に、「二五、五四一人」を「二五、六七四人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、三五〇人」を「一、三八八人」に、「六九人」を「七〇人」に、「二、四七九人」を「二、五一八人」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十四号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条総務部の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条警務部の項第二号中「召集」を「招集」に改め、同項に次の一号を加える。

八 留置施設に関すること。

第六条第一号を次のように改める。

一 警察官

警視

警部

警部補及び巡查部長

巡查

警察教養施設において新任者として
 教育訓練中の者を含む。

一〇、八〇四人

二七〇人

六三七人

六、四九三人

三、四〇四人

別表福岡県折尾警察署の項中「本城学研台一丁目及び二丁目」を「本城学研台一丁目から三丁目まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(福岡県留置施設視察委員会条例の一部改正)

2 福岡県留置施設視察委員会条例(平成十九年福岡県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「総務部」を「警務部」に改める。